別表十七の二(二)から別表十七の二(二)付表二までを削り、別表十七の三(二)を別表十七の二(二)とする。

別表十七の三(二)の表中

(1)のうち外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入制度の適用を受ける金額 (23)又は(30)	を	(1)のうち外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入制度の適用を受ける金額 (23)又は(30)

に、

恒久的施設帰属資本相当額(別表十七の二(二)付表「5」、「10」、「15」、「20」、「29」、「38」、「42」、「46」又は「55」)	を	恒久的施設帰属資本相当額(別表十七の二(二)付表「5」、「10」、「15」、「20」、「29」、「38」、「42」、「46」又は「55」)

に、

損金不算入額 (14)又は(15)	を	損金不算入額 (14)又は(15)

に、

規制上の自己資本の額(別表十七の二(二)付表「39」)	を	規制上の自己資本の額(別表十七の二(二)付表「39」)

に、

規制上の連結自己資本の額(別表十七の三(二)付表「43」)	を	規制上の連結自己資本の額(別表十七の二(二)付表「43」)

に改め、同表の記載要領第六号中

「「損金不算入額(14)又は(15)(17)」」を「「損金不算入額(14)又は(15)(17)」」に改め、同第八号を次のように改める。

8　「恒久的施設帰属資本相当額を規制資本配賦法又はリスク資産規制資本比率比準法を用いて計算した場合」の各欄は、「恒久的施設帰属資本相当額(別表十七の二(二)付表「5」、「10」、「15」、「20」(6)に別表十七の二(二)付表「29」、「38」、「42」、「46」又は「55」)」

表「42」又は「55」の欄の金額の記載がある場合に記載し、「恒久的施設帰属資本相当額を連結規制資本配賦法を用いて計算した場合」の各欄は、「恒久的施設帰属資本相当額(別表十七の二(二)付表「5」、「10」、「15」、「20」(6)に、「29」、「38」、「42」、「46」又は「55」)」

同表「46」の欄の金額の記載がある場合に記載すること。

別表十七の三(二)を別表十七の二(二)とする。

別表十七の三(二)付表を別表十七の二(二)付表とし、別表十七の三(三)を別表十七の二(三)とする。

別表十八(一)の表中

通算前所得金額 (別表七の三「1」)	を	通算前所得金額 (別表七の二「1」)
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)		調整通算前欠損金額 (別表七の二「7」)
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)		適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表「1」)
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)		支払利子合計額 (別表八(一)付表「6」)

に改める。

別表十八(一)付表一の記載要領中「は、」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の」を加える。